162
閲覧書類
H29.3.21

特定非営利活動法人桜実会

定　　款

平成　29年　3月　7日改正版

特定非営利活動法人桜実会

平成１１年５月２２日制定
改正平成１２年　５月２８日
改正平成１３年１１月１１日
改正平成１６年１１月１４日
改正平成１９年　５月２０日
改正平成２１年　５月２４日
改正平成２３年　５月２２日
改正平成２４年　９月２７日
改正平成２５年　５月２６日
改正平成２９年　３月　７日

特定非営利活動法人桜実会定款

制　　定　平成１１年　５月２２日
最終改正　平成２９年　３月　７日

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人桜実会という。

（事務所）

第２条　この法人は、事務所を東京都町田市に置く。

（目的）

第３条　この法人は、町田市及びその周辺地域において、高度な福祉サービスを必要としている高齢者や障がい者に対して、自立し社会・経済・文化等の社会生活に参加する機会を得られるように、介護・看護・福祉サービス・在宅生活支援等に関する事業を行い、もって地域福祉の総合的・質的向上に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

（１）保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、介護保険法（一部介護保険法外含む）及び障害者総合支援法に基づき次の事業を行う。

（１）　介護保険法に基づく地域包括支援センター事業及び介護予防支援事業
（２）　介護保険法に基づく居宅介護支援事業
（３）　介護保険法に基づく通所介護事業及び介護予防通所介護事業
（４）　介護保険法に基づく認知症対応型通所介護事業及び介護予防認知症対応型通所介護事業
（５）　介護保険法に基づく訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業
（６）　介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
（７）　障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
（８）　食事サービス事業
（９）　高齢者生活支援のための地域貢献活動に関する事業
（１０）　その他本会の目的を達成するために必要な事業

第２章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（1）正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体の代表

（2）賛助会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、総会における議決権を有しないもの

（正会員入会）

第7条　正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

（1）この法人の事業活動に積極的に参加できるもの

2　正会員に入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3　理事長は、前項の申し込みがあったとき、そのものが第1項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4　理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条　正会員は、毎年1回理事会で定める年会費を納入しなければならない。

（正会員の資格喪失）

第9条　正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

（1）退会届を提出したとき

（2）本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたとき

（3）1年以上会費を滞納したとき

（4）除名されたとき

（退会）

第10条　正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（賛助会員入会）

第11条　賛助会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

（1）この法人の目的に賛同し、活動に賛助の意志があるものとして
入会した個人及び団体

2　賛助会員に入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3　理事長は、前項の申し込みがあったとき、そのものが第1項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4　理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第12条　賛助会員は、毎年1回理事会で定める年会費を納入しなければならない。

（賛助会員の資格喪失）

第13条　賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

（1）退会届を提出したとき

（２）本人が死亡し若しくは失そう宣告を受け、又は賛助会員である団体が消滅したとき
（３）継続して２年以上会費を滞納したとき
（４）除名されたとき

（退会）
第１４条　賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。
（除名）
第１５条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを除名することができる。
（１）　この定款等に違反したとき
（２）　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
（拠出金品の不返還）
第１６条　すでに納入した入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

第３章　役員

（種別）
第１７条　この法人に、次の役員を置く。
（１）　理事　１０名以上２１名以内とする
（２）　監事　２名
２　理事のうち１人を理事長、１人以上２人以内を副理事長とする。
（選任等）
第１８条　理事及び監事は、総会において選任する。
２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　法第２０条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。
５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。
（職務）
第１９条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
４　監事は次に掲げる職務を行う。

（１） 理事の業務執行の状況を監査すること
（２） この法人の財産の状況を監査すること
（３） 前２号の規程による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
（４） 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
（５） 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

（任期等）
第２０条 役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２ 前項の規程にかかわらず、後任の役員が選任されてない場合には、任期末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸張する。
３ 補欠のため又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
４ 役員は、辞任後においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。ただし、定款第21条が適用されない場合は、この限りではない。

（欠員補充）
第２１条 理事又は監事のうち、その３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第２２条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
（１） 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
（２） 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
２ 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)
第２３条 役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２ 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３ 前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第４章 会議

(種別)
第２４条 この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。
２ 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）
第２５条 総会は、正会員をもって構成する。

（総会の機能）

第２６条　総会は以下の事項について議決する。

（１）　定款の変更（第 55 条）

（２）　解散及び合併（第 56 条、第 59 条）

（３）　会員の除名（第 15 条）

（４）　事業計画及び活動予算書並びにその追加及び更生（第 49 条、第 52 条）

（５）　事業報告及び決算（第 53 条）

（６）　役員の選任又は解任（第 18 条、第 22 条）

（７）　役員の職務及び報酬（第 19 条、第 23 条）

（８）　資産管理の方法（第 45 条）

（９）　借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く、第５４条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄（第 54 条）

（10）その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第２７条　通常総会は、毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

（１）　理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

（２）　正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

（３）　監事が第１９条第４項の規定に基づいて招集するとき

（総会の招集）

第２８条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から１０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第２９条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第３０条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第３１条　総会における議決事項は、第２８条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

（総会での表決権等）

第３２条　各正会員の表決権は平等なものとする。

２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することがで

きる。

3　前項の規定により表決した正会員は、前２条の規定の適用については出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第３３条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要及び議決の結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２名が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第３４条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第３５条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

（１）　総会に付議すべき事項

（２）　総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第３６条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

（１）　理事長が必要と認めたとき

（２）　理事総数の３分の１以上から、理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

（理事会の招集）

第３７条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、前項第２項の場合にはその日から１０日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第３８条　理事会の議長は、その理事会に出席した理事の中から選出する。

（理事会の定足数）

第３９条　理事会は、理事総数の３分の２以上の出席がなければ開会することはできない。

（理事会の議決）

第４０条　理事会における議決事項は、第３７条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

（理事会での表決権等）

第４１条　各理事の表決権は平等なものとする。

２　やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、前２条の規定の適用については出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第４２条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　理事総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要及び議決の結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人２名が、記名押印又は署名しなければならない。

第５章　資産

（構成）

第４３条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）　設立当初の財産目録に記載された資産

（２）　入会金及び会費

（３）　寄付金品

（４）　財産から生じる収入

（５）　事業に伴う収入

（６）　その他の収入（公的委託事業による収入を含む）

(区分)

第４４条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（管理）

第４５条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章　会計

（会計の原則）

第４６条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計区分）

第４７条　この法人の会計は、次のとおり区分する。

（１）　特定非営利活動に係る事業

(事業年度)

第４８条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終る。

（事業計画及び予算）

第４９条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算書は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第５０条　前条の規定に係わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費）

第５１条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第５２条　予算成立後やむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第５３条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第５４条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第５５条　この法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ法第２５条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第５６条　この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

（１）　総会の決議

（２）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）　正会員の欠亡

（４）　合併

（５）　破産手続開始の決定

（６）　法第４３条の規定よる設立認証の取消し

（７）　この法人の定款第５条に規定する事業活動が終了したとき

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（清算人の選任）

第５７条　この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

（残余財産の帰属）

第５８条　この法人が解散、（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、町田市に譲渡するものとする。

（合併）

第５９条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

（公告の方法）

第６０条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第９章　事務局

（事務局の設置）

第６１条　この法人に、この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第６２条　事務局長の任免は、理事会の承認を得て、理事長が行う。

２　職員の任免は理事長が行う。

（組織及び運営）

第６３条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

第１０章　雑則

（細則）

第６４条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の事業年度は、第４８条の規定かかわらず、この法人の成立の日から平成１２年３月３１日までとする。

3　この法人の設立当初の役員は、別表とおりとする。

4　この法人の設立当初の役員の任期は、第２０条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成13年３月３１日までとする。

5　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４９条の規定かかわらず、設立総会の定めるところによる。

別　表　　設立当初の役員

役職名	氏　　名
理事長	松　永　七　郎
副理事長	広　田　　勇
理　　事	今　井　康　子
理　　事	星　名　恵美子
理　　事	佐　藤　矩　子
理　　事	岡　田　節　子
理　　事	濱　田　玲　子
理　　事	佐　藤　さち子
理　　事	関　　誠
理　　事	本　多　利　平
理　　事	古　屋　和　彦
理　　事	鈴　木　正　和
理　　事	田　丸　重　彦
理　　事	河　合　由紀子
理　　事	宮　本　俊　哉
理　　事	長　島　康　子
理　　事	鴇　田　　実
理　　事	小　林　多恵子
理　　事	鈴　木　喜八郎
理　　事	清　水　昭　二
理　　事	井　上　のり子
監　　事	田　中　　榮
監　　事	林　　富